

第 28 回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和 8 年 1 月 15 日 (木) 午前 10 時
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之
事務局職員	稲員 美佳

(午前10時 開会)

○古賀世章委員長 それでは時間になりましたので、ただいまから、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開会いたします。

それでは本日の議事に入りたいと思います。

まず、一番最初は、証人出頭の要求についてでございます。

各委員の御意見を踏まえまして、今回の証人喚問につきましては、1人目が村山真知子前監査委員でございます。質問事項は監査について、そして日時につきましては1月28日午後1時30分よりとしております。

次に、2人目が渡邊康弘現監査委員でございます。質問事項は同じく監査について、日時につきましては1月28日午後3時からでございます。

次に、中山哲志町長、質問事項は3つありますが、1つが「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」の運営について、2番目が「大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）」に関する公金の支出について、3つ目が町職員による宿泊証明書の偽造についてでございます。日時につきましては2月6日午後1時30分としております。場所はここ、協議会室において行います。

本件につきまして、何か御意見等ございませんでしょうか。

(なし)

○古賀世章委員長 お諮りします。ただいま申し上げたとおり、議長に対して証人出頭要求することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認めまして、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく出頭せず、または証言を拒む場合、地方自治法第100条第3項の規定により、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることがありますことを申し添えます。

1件目は以上で終わります。

2点目でございますが、次に、記録提出の要求についてでございます。

事前に各委員から御意見を頂いておりますので、協議をしたいと思います。

この際、百条委員会の指摘を受けての、町長が公言する、町と税務署との協議内容と進捗状況、以上の提出を求めたいと思います。本件について御意見はございませんでしょうか。

お諮りします。今申し上げた記録について、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、1月21日までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えておきます。

次に、3番目の議題でございますが、全員協議会での報告についてでございますけれども、2月25日の定例全員協議会におきまして、本委員会の報告並びに議員からの質問をお受けしたいと思っております。

なお、質疑につきましては、事前に受付可能としまして、締切りは2月10日にすることを考えております。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

次に、次回の委員会についてでございますが、1月28日午後1時30分より会議を行いたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

そのほかで何かございませんでしょうか。御意見があればお願いをいたします。

(なし)

○古賀世章委員長 それでは、ないようでございますので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午前10時7分閉会)